

〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 大徳会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿屋市西原四丁目 15 番 5 号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 3年 4月 1日

(4) 設立登記年月日 平成 3年 3月 7日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	楯林 義寛	桜ヶ丘病院管理者
常務理事	楯林 利恵子	
理 事	楯林 英晴	
同	漢那 悦子	
同	小澤 幸子	
監 事	岩崎 隆夫	税理士

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	桜ヶ丘病院	鹿児島県鹿屋市西原四丁目15番5号	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床] 精神病床 104床 感染症病床 0床 結核病床 0床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 5 月 26 日。 令和 3 年度決算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

該当なし。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

該当なし。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし。

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

該当なし。

法人名 医療法人 大徳会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿屋市西原四丁目15番5号

財 産 目 録

(令和 5年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	933,646千円
2. 負 債 額	68,361千円
3. 純 資 産 額	865,284千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	444,946
B 固 定 資 産	488,699
C 資 産 合 計 (A+B)	933,646
D 負 債 合 計	68,361
E 純 資 産 (C-D)	865,284

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 大徳会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿屋市西原四丁目15番5号

貸借対照表

(令和 5年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	444,946	I 流動負債	62,361
現金及び預金	315,292	支払手形	
事業未収金	112,663	買掛金	29,576
有価証券		短期借入金	
たな卸資産	12,032	未払金	31,660
前渡金	52	未払費用	
前払費用	77	未払法人税等	390
その他の流動資産	4,827	未払消費税等	497
II 固定資産	488,699	前受金	30
1 有形固定資産	402,483	預り金	206
建物	341,245	前受収益	
構築物	20,106	〇〇引当金	
医療用器械備品	871	その他の流動負債	
その他の器械備品	2,633	II 固定負債	6,000
車両及び船舶	3,697	医療機関債	
土地	33,384	長期借入金	6,000
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産	545	〇〇引当金	
2 無形固定資産	1,464	その他の固定負債	
借地権	698	負債合計	68,361
ソフトウェア	402	純資産の部	
その他の無形固定資産	364	科 目	金 額
3 その他の資産	84,750	I 資本金	80,000
有価証券	15	II 積立金	
長期貸付金		代替基金	
保有医療機関債		〇〇積立金	
その他長期貸付金		繰越利益剰余金	785,284
役職員等長期貸付金	45,000	III 評価・換算差額等	
長期前払費用	38,975	その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産		繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産	760	純資産合計	865,284
資産合計	933,646	負債・純資産合計	933,646

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 大徳会
所在地 鹿児島県鹿屋市西原四丁目1.5番5号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員				貸付金	30	長期貸付金	45,000
役員				借入返済	2,000	長期借入金	4,000
役員				借入返済	1,000	長期借入金	2,000

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 大徳会
理事長 楯林義寛 殿

私（注1）は、医療法人大徳会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 5月 26日。

医療法人大徳会。

監事 岩崎 隆夫

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。